

## 市第23号議案

### 横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 10 日 提出

横浜市長 山 中 竹 春

### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第21条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「または」を「又は」に改め、「6箇月」の次に「（急病等により保険医療機関又は保険薬局から療養を受けた被保険者に係る保険料の納付については、資力の状況に照らして1年）」を加え、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第25条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

付則第5項中「附則第5条第2項」を「附則第4条」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、付則第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例第21条の規定

は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分の保険料のうち同月前の期間に係るもの及び令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 提 案 理 由

国民健康保険料の徴収猶予の期間を 1 年以内とすることができるようにするとともに、国民健康保険法等の一部改正に伴い関係規定の整備を図る等のため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したので提案する。

## 参 考

## 横浜市国民健康保険条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（徴収猶予）

第21条 市長は、保険料の納付義務者が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を、一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月（急病等により保険医療機関又は保険薬局から療養を受けた被保険者に係る保険料の納付については、資力の状況に照らして1年）以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

（第1号から第3号まで省略）

(4) 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。

（過料）

第25条 世帯主が、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

付 則

（第1項から第4項まで省略）

（後期高齢者支援金等賦課総額等の特例）

5 当分の間、第12条の2、第13条及び第16条の2の規定の適用については、第12条の2第1項第1号中「第29条の7第1項第1号

」とあるのは「附則第4条  
附則第5条第2項の規定により読み替えられた同  
令第29条の7第1項第1号」と、同項第2号中「第29条の7第1  
項第2号」とあるのは「附則第4条  
附則第5条第2項の規定により読み替え  
られた同令第29条の7第1項第2号」と、同項第3号中「第29条  
の7第1項第3号」とあるのは「附則第4条  
附則第5条第2項の規定により  
読み替えられた同令第29条の7第1項第3号」と、第13条第1号  
イ中「第69条」とあるのは「附則第7条の規定により読み替えら  
れた法第69条」と、「及び介護納付金」とあるのは「及び病床転  
換支援金等（法附則第7条の規定により読み替えられた法第69条  
に規定する病床転換支援金等をいう。以下同じ。）並びに介護納  
付金」と、「同条」とあるのは「法附則第7条の規定により読み  
替えられた法第69条」と、同条第2号ア中「後期高齢者支援金等  
及び」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並  
びに」と、第16条の2第1号中「後期高齢者支援金等」とあるの  
は「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

（第6項省略）